

京都府建設工事総合評価競争入札委員会設置要綱

(目的)

第1条 京都府が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項又は第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）に係る学識経験者の意見聴取を行うため、京都府建設工事総合評価競争入札委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 落札者決定基準に関すること。
- (2) 落札者の決定に関すること。（地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定により、落札者を決定しようとするときに学識経験者の意見を聴かなければならない場合に限る。）
- (3) 技術提案により予定価格を定めた場合の妥当性に関すること。
- (4) その他総合評価競争入札の運用等に関すること。

(委員の要件等)

第3条 委員は、次に掲げる者とし、その人数は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 学識経験を有する者 2名
 - (2) 関係行政機関の職員 1名
- 2 委員の任期は、2年以内とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 第1項(2)の委員に事故等があるときは、当該委員があらかじめ指名する者が、当該委員に代わって議事に参与し、意見を述べるることができるものとする。その場合は、事前に委員長に報告を行い、了承を得るものとする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の議事を運営する。
- 3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、知事が招集する。

(意見聴取)

第6条 第5条の規定にかかわらず、緊急を要しやむを得ない場合等は、委員長の了承を得た上で、委員から個別に意見を聴き、委員会に代えることができる。

(臨時委員)

第7条 知事は、専門的な意見を聴くことが必要な場合、工事の内容により、委員以外の学識経験を有する者を臨時に委員とすることができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員（前条の学識経験を有する者を含む。以下この条において同じ。）は、委員会で知り得た技術提案、評価等の内容は他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(議事の公開)

第9条 委員会の議事については、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(委員会の事務)

第10条 委員会の事務は、京都府総務部入札課が処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びその他の意見聴取等の運営に必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月10日から施行する。